

河川空間のオープン化について

資料 9

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有するものであるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正。

一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能とした。

占用主体の種類	占用許可期間		
	～H23	H23～ 28	H28～
営業活動を行う事業者等	×	3年以内	10年以内
公共性・公益性を有する者	10年以内		

緩和により事業者の利用が長期に可能

オープン化の主な流れ



河川空間利用のイメージ



< 占用可能施設 >

○広場、イベント施設、遊歩道、船着場

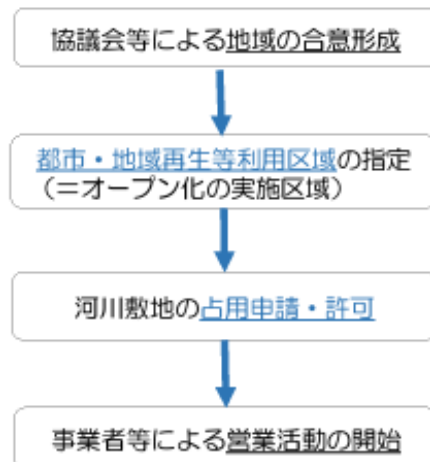
○前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板・柱、照明・音響施設、キャンプ場、BBQ場 等

17

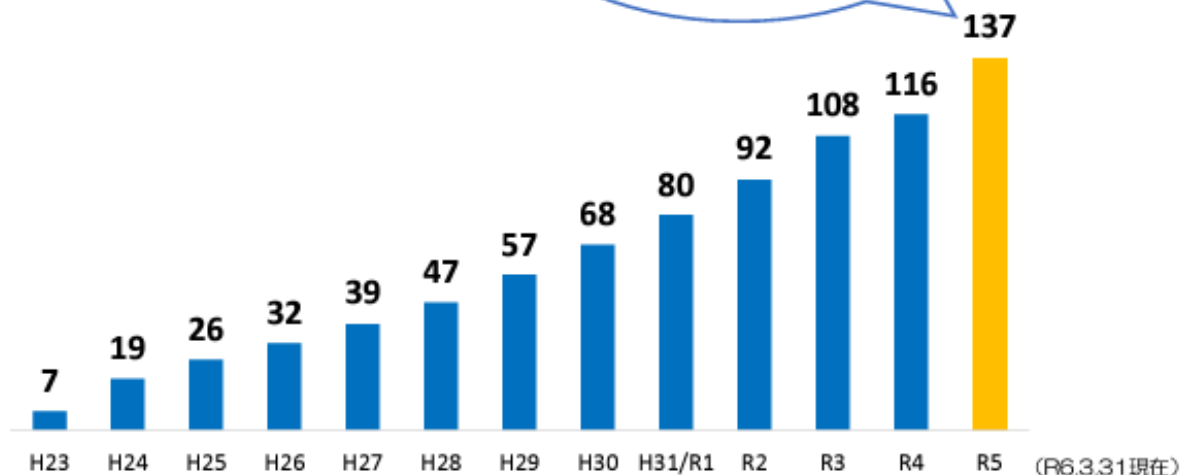
オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占有許可でも満たすべき各種基準に該当すること。（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

オープン化の主な流れ



河川空間のオープン化活用実績数（累計）



都市・地域再生等利用区域において占有許可が可能な施設

- ①広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④その他都市・地域の再生等のために利用する施設

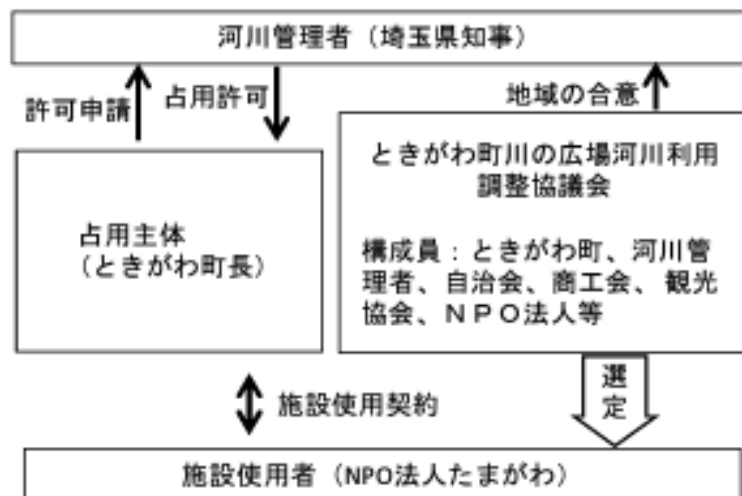
令和5年度は
新たに21箇所で
オープン化されました！

事例：埼玉県ときがわ町 都幾川（占用主体：公共）

区域名称	ときがわ町「川の広場」
概要	水辺再生事業で整備した河川敷地を活用。車両の乗り入れが可能なデイキャンプ場として賑わい空間を創出している。バーベキュー場としての初の制度適用。
河川管理者	埼玉県知事
占用主体	ときがわ町長（第1号）
占用施設	広場、広場と一体をなすバーベキュー場及び売店等
合意方法	ときがわ町川の広場河川利用調整協議会
許可期間	5年

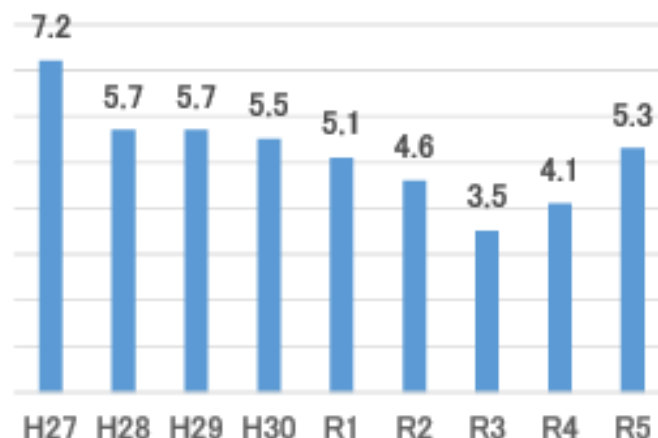


事業スキーム



利用者数

都幾川/川の広場バーベキュー場利用者数（千人）



事例：東京都台東区 隅田川（占用主体：民間）

区域名称	隅田公園オープンカフェ
概要	隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として、東京スカイツリーを臨む絶好のビューポイントである台東区立隅田公園内の河川区域に、水辺空間を活用したオープンカフェを出店している。
河川管理者	東京都知事
占用主体	タリーズコーヒージャパン（株）（第2号）
占用施設	広場及び遊歩道と一体をなすオープンカフェ
合意方法	隅田公園オープンカフェ協議会
許可期間	10年



事業スキーム

